令和９・10 年度
西原町建設工事入札参加資格審査電子申請要領

西原町の公共工事に入札参加を希望する者は、本要領に基づき申請フォーム（LoGo フォーム）より電子申請を行ってください。
※今回の審査より、申請方法が電子申請に変わります。
※書類の郵送及び窓口での受付はいたしません。

１　入札参加資格要件

西原町の発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、次の①から⑧を全て満たしていることが入札参加資格審査の申請要件です。

①社会保険に加入していること。
（個人事業者で従業員が４人以下のため適用が除外されている場合を除く）
②雇用保険に加入していること。
（従業員が１人もいないため適用が除外されている場合を除く）
③建設業退職金共済制度に加入していること。
④建設業労働災害防止協会に加入していること。
（加入免除されている業種を除く）
※免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
⑤申請する業種について、建設業の許可を受けている者であること。
⑥申請する業種について、経営事項審査を受けている者であること。
⑦成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
⑧暴力団員のよる不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号の暴力団員又は同条第２号の暴力団若しくは同条第６号の暴力団員との密接な関係を有する者ではないこと。

２　留意事項

①入札参加資格審査を申請した者が、次の各号にいずれかに該当するときは、資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
(1) 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載及び重要な事実について申告しなかったとき。（登録後に判明した場合も含む）
(2) 審査のための実態調査に応じないとき
(3) 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
②名簿登録の有効期間は、令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までとします。
③追加受付（令和 10 年度）は、令和 10 年に１回に限り実施する予定です。

④次回（令和 11・12 年度）の定期受付は、令和 11 年 1～2 月頃実施する予定です。
⑤登録完了等の通知は致しません。不備のある場合のみ通知します。

3　申請の方法

①受付期間

令和９年１月１２日（火）～２月５日（金）まで

②申請方法

西原町ホームページ上の申請専用フォーム(LoGo フォーム)から申請して下さい。

※書類の郵送提出及び窓口での受付はいたしません。

③問い合わせ

西原町役場 建設部 土木課 庶務係

電話 098-945-4415（内線 3608）【午前９時～午後４時まで】

4　添付書類（アップロードファイル）

①添付書類は Excel ファイル及び PDF ファイルでアップロードして下さい。
②添付書類は各項目ごとに、1 つの PDF ファイルにまとめて下さい。
③PDF ファイル名は No＋会社名＋（PDF ファイル名）として下さい。

※No は半角、()全角で統一して下さい

例：２●●●株式会社（建設業許可）

No	提出書類等 (PDF ファイル名)	説明
2	建築業許可通知書または通知書 （建築業許可）	必須 ※申請時に有効期限内にあるもの

④1 つの PDF ファイルの容量上限は 10MB 以下です
⑤全ての PDF ファイルの容量上限は 100MB 以下です
⑥申請書類の各種証明書は、3 ヵ月以内に発行されたものを添付して下さい
⑦添付した通知書の文字や数字が読み取れること

No	添付書類等 (PDF ファイル名)	説明
1	西原町建設工事入札参加資格審査入力票 （Excel 入力シート）	必須 ※町様式をダウンロードしてください。 令和９年１月１日現在の状況を入力し、Excel ファイルのままアップロードして下さい。 ※入力シートの黄色く塗りつぶしているセルのみ、入力をお願いします。

2	建設業許可通知書または通知書 （建設業許可）	必須 ※申請時に有効期限内にあるもの
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 （経審）	必須 ※申請時点で有効期間が残っている最新の結果通知書又は、県へ申請中の場合は受付申請の写しを添付し、令和９年３月末日までに再度、最新の経営規模等評価結果通知書の写しを変更届（LoGo フォーム）でアップロードすること。
4	建設業労働災害防止協会加入証明書 （建災防）	必須 ●申請業種が加入免除されている業種 【10：タイル・れんが・ブロック、15：板金、19：内装仕上（防音除く）、21：熱絶縁、24：さく井、25：建具（野外を除く）、27：消防施設】の場合→不要
5	社会保険料納入証明書 ※健康保険・厚生年金保険 （社保証明）	「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において健康保険・厚生年金保険、雇用保険の加入が「無」となっている場合に提出 **※社会保険料（健康保険・厚生年金保険）は，令和９年９月分（10 月未支払分）まで未納がないこと** **※労働保険料は、直近の申告及び納期分まで未納がないこと** ●本社が県外の場合→不要
6	労働保険証明書 ※労災保険及び雇用保険 （労災保険）	
7	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は「健康保険・厚生年金保険被保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」 （標準報酬決定通知書）	●県内事業者で、社会保険の適用が除外されている（個人事業者で従業員数が４名以下）場合→不要 ※代わりに、雇用保険被保険者証の写しを添付 ●県外事業者→不要 ●上記以外の県内事業者→必須 ※「11.技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員 ※報酬額は墨消し可
8	市町村民税納税証明書 （市町村民税証明） ※滞納のない証明でも可 ※直近２年度分	●県内事業者→必須 ※本店所在地の市町村の証明書。 **※西原町に支店・営業所を有する場合は、西原町分も併せて添付** ※個人事業者は、代表者の市町村民税及び国民健康保険料（税）の滞納のない証明書を添付 **※注意事項①（P.6）を参照** ●県外事業者→不要

9	県税納税証明書 （県税証明） ※滞納のない証明でも可 ※直近２年度分	必須 ●法人事業者⇒法人事業税等 ●個人事業者⇒個人事業税等 ●県外事業者で、支店等が県内にない場合→不要
10	国税納税証明書 （国税証明）	必須 ●法人事業者⇒様式：その３の３「法人税」及び「消費税及地方消費税について未納税額のない証明用」 ●個人事業者⇒様式：その３の２「申告所得税」及び「消費税及地方消費税について未納税額のない証明用」
11	技術職員有資格者名簿及び合格証明書等 （技術職員名簿及び資格者証）	●県内事業者→必須 ※県へ提出した名簿【自由様式の名簿は不可】と全技術者分の合格証明書又は免許証等を１つの PDF ファイルにアップロードすること。 ●県外事業者で、支店等が県内にある場合→必須 ※技術者が在籍する場合⇒県へ提出した名簿【自由様式の名簿（県内の全技術者分）も可】を在籍する技術者が分かるように PDF 上でマーカー加工したものと在籍する技術者分の合格証明書又は免許証等を１つの PDF ファイルにアップロードすること。 ※技術者が在籍しない場合⇒県へ提出した名簿【自由様式の名簿（県内の全技術者分）も可】を添付 ●県外事業者で、支店等が県内にない場合→不要
12	工事経歴書 （工事経歴）	必須 自由様式 ●県内事業者⇒直前１年分を元請・下請別に作成する ●県外事業者⇒直前１年分を作成する。元請・下請別等、区別されていなくても可
13	登記簿謄本 （登記簿）	●法人事業者→必須 ●個人事業者→不要
14	身分証明書及び登記されていないことの証明書 （身分証明書及び登記されていない証明）	●法人事業者→不要 ●個人事業者→必須 ※ 注意事項②（P.6）を参照。

15	印鑑証明書 （印鑑証明）	必須 ●法人事業者⇒登記した会社印の印鑑証明書。 ※法務局発行 ●個人事業者⇒代表者の印鑑証明書。 ※市町村発行
16	委任状・使用印鑑届出書 （委任状）（使用印鑑届） （委任状及び使用印鑑届）	●県内・県外問わず、入札参加において、支店等に本店から同等の権限を与えられている場合→必須 自由様式 ※押印した委任状等スキャンした PDF ファイルをアップロードすること ※実印以外の印鑑を使う場合は使用印鑑届も必要 ●上記以外→不要
17	西原町在住従業員名簿 （西原町在住員名簿）	●町内に従業員が在籍する場合→必須 ※町様式をダウンロードし PDF ファイルでアップロードすること ※備考欄に、役職等（一般職員は、正社員、契約社員、アルバイト、パート等の雇用形態）を明記する ●町内に従業員が在籍しない場合→不要
18	ボランティアへの参加 （ボランティア参加）	●ボランティアへの参加実績がある場合→必須 ※町様式をダウンロードし PDF ファイルでアップロードすること （町外のボランティア参加も記入可） ※参加が証明できる書類等を添付する （令和 7 年度～令和 8 年度分） ●ボランティアへの参加実績がない場合→不要
19	協力雇用主制度登録事業者 （協力雇用主制度登録）	●協力雇用主名簿に登録がある場合→必須 ※協力雇用主登録名簿とは、罪を犯した者等の更生支援や円滑な社会復帰の促進など、重要な社会的制度に協力している事業者の名簿 ※協力雇用主に関する証明書の添付してください ※注意事項③（P.6）を参照 ●協力雇用主名簿に登録がない場合→不要
20	本店及び支店等の見取図及び外観・室内写真 （見取り図・写真）	●町内に本店及び支店等がある場合→必須 ※見取図（自由様式） 外観写真・室内写真を各一枚ずつ添付 ●町内に本店及び支店等がない場合→不要

注意事項

①市町村民税納税(滞納がない)証明書は、支店等の所在地の各市町村税務課等から発行されます。

②個人の方については、(1)本籍地のある市町村から発行される身分証明書、及び、(2)東京法務局から発行される登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明)、の２種類が必要となります。詳しくは、(1)については、本籍地のある市町村へ、(2)については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へ、それぞれお問い合わせ下さい。

③協力雇用主として登録証明書が必要な場合は，那覇保護観察所で証明書を発行しています。

6 申請後の変更届について

入札参加資格審査申請以後に下記の事項に変更があった場合は、西原町ホームページ上の入札参加審査申請書後変更届出専用フォーム（LoGo フォーム）より必要書類を添付のうえ速やかに電子申請を行ってください。

変　更　事　項	添付書類 (PDF アップロードファイル)
商号名称	・登記簿謄本（法人業者のみ） 個人業者の場合は、添付不要（フォーム入力のみ）
所在地	・登記簿謄本（法人業者のみ） 西原町内に本店又は支店等を有する者は本店等見取図及び写真
代表者	・登記簿謄本（法人業者のみ）
印鑑登録	・印鑑証明書
経審基準日	・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
建設業許可更新、営業種目変更	・建設業許可通知書
合併・営業譲渡・分割等による事業の承継	・合併・営業譲渡等に関する確認書類
相続による事業の承継	・相続を証する書類等
廃業（一部廃業含む）	・添付不要（フォーム入力のみ）
電話番号、FAX 番号、メールアドレス	・添付不要（フォーム入力のみ）

注意事項

・経営事項審査結果通知書の有効期限は**１年７ヶ月**です。審査終了後の通知書を受け取りましたら、通知書を添付し入札参加審査申請書後変更届（LoGo フォーム）にて電子申請してください。

※経審基準日変更については毎年申請することになります。

・変更届の申請がなく西原町入札参加資格者名簿上、建設業許可及び経営事項審査の有効期限が切れている場合には、指名できませんのでご注意ください。

・書類の郵送及び窓口での受付けはいたしません。